

平成 27 年 4 月 10 日

## 長期優良住宅認定申請等に係る運用の変更について

福岡市住宅都市局建築指導課

長期優良住宅の認定申請等に係る申請図書への設計者印の運用を下記のとおり変更しますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更内容

福岡市に、長期優良住宅の認定申請等を行う場合の申請図書への設計者の押印を不要とする。ただし、申請図書の訂正を行う場合は、訂正箇所への設計者の押印を必要とする。

##### 認定申請等

- ・ 法第 5 条第 1 項から第 3 項による認定申請
- ・ 法第 8 条第 1 項による変更認定申請
- ・ 規則第 7 条各号に該当する軽微な変更に係る届出

#### 2. 運用開始日

平成 27 年 4 月 10 日（認定日を起点とする）